

北陸地方でしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立人の営業損害について、原発事故のため原木の入手困難な状況が継続していること等を考慮して、植菌事業の逸失利益につき、平成28年6月までの減収分に係る損害（原発事故の影響割合を平成26年7月分から平成27年6月分につき4割、平成27年7月分から平成28年6月分につき2割5分とする。）、栽培事業の逸失利益につき、平成28年植菌分までの減収分に係る損害（原発事故の影響割合を平成26年植菌分につき5割、平成27年植菌分につき4割、平成28年植菌分につき2割5分とする。）がそれぞれ賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目及び期間に限定して和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙1記載の損害項目及び期間に対する和解金として金637万9465円の支払義務のあることを確認する。

### 3 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、別紙1イ記載の損害に対する賠償金として88万円を支払い済みであることを確認する。

この既払い金について、第2項記載の和解金637万9465円と精算することとする。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算条項

申立人と被申立人は、別紙1記載の損害項目（別紙1記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年3月29日

(仲介委員 伊藤嘉健)

(別紙1)

	損害項目	金額	期間等
ア	営業損害(逸失利益) (植菌事業)	金 3 6 5 万 2 9 8 8 円	自 平成 2 6 年 7 月 1 日 至 平成 2 8 年 6 月 末 日
イ	営業損害(逸失利益) (椎茸栽培事業)	金 1 1 0 万 0 0 5 5 円	平成 2 6 年 植 菌 分
ウ	営業損害(逸失利益) (椎茸栽培事業)	金 1 0 8 万 4 6 4 4 円	平成 2 7 年 植 菌 分
エ	営業損害(逸失利益) (椎茸栽培事業)	金 5 4 万 1 7 7 8 円	平成 2 8 年 植 菌 分
	合計	金 6 3 7 万 9 4 6 5 円	